

議事要旨(1) 2014年9月開催会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) への対応

冒頭、小賀坂副委員長より、2014年9月ASAF会議で予定されている議題及びその対応について、説明資料[審議事項(1)-1]に基づき説明がなされた。続いて、関口常勤委員、紙谷ディレクター及び板橋ディレクターより、説明資料[審議事項(1)-2]から[審議事項(1)-4]に基づき、詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主な意見と、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

(IFRS 第 3 号「企業結合」の適用後レビュー)

- ある委員より、ASAF 会議の資料において、のれん及び耐用年数が確定できない無形資産の非償却の取り扱いについて有用とする見解と有用でないとする見解の双方が示されたことが紹介されていることに関して、有用ではないとする見解は、代替案として償却及び減損アプローチと償却のみのアプローチのいずれを前提にするものかという質問がなされた。

これに対して事務局より、ASAF 会議の資料からは必ずしも明示的ではないが、減損テストを廃止すべきという見解が多く示されていないことを踏まえると、償却及び減損アプローチを代替案として想定したものと考えられるのではないかと、という回答がなされた。

- ある委員より、当委員会、欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) 及びイタリア会計基準設定主体 (OIC) によるディスカッション・ペーパーに関して、リサーチ・グループの見解として、のれんについて開示の拡充が提案されているが、のれんの償却を再導入することを提案していることを前提とすれば、開示の拡充は全体として適切なバランスを欠いているという見解があり、どのような経緯で当該提案がされたかという質問がなされた。

これに対して事務局より、ディスカッション・ペーパーでは償却及び減損アプローチの再導入が提案されているが、本プロジェクトを開始した当初、EFRAG 及び OIC が減損アプローチを前提に減損テストの改善と開示の拡充を骨子に検討を開始した経緯がある、という回答がなされた。

- ある委員より、次のような発言がなされた。
 - ASAF 会議の資料では、IFRS 第 3 号の適用経験に関する学術論文について言及されているが、学術論文に言及する場合、前提条件等について、より明示的に言及すべきではないか。

➤ 米国会計基準との関係に関して、IFRS と米国会計基準とのコンバージェンスを維持することは重要と考えるが、コンバージェンス自体を目的とすべきではなく、基準の中身次第でコンバージェンスの必要性を判断すべきではないか。

- ある委員より、IFRS と米国会計基準とのコンバージェンスに関して、グローバルに展開している企業の財務諸表作成者の立場からは、両基準のコンバージェンスは極めて重要であり、この点について ASAF 会議でも強く主張して欲しい、という発言がなされた。

これに対して事務局より、IASB と FASB の両審議会が根本的に異なる考え方により基準開発を行うことについては、会計基準設定主体としても好ましくないと考えており、ASAF 会議の場でも本件について問題提起したい、という回答がなされた。

- ある委員より、次のような質問がなされた。
 - IASB による PiR のフィードバックにおいて、無形資産をのれんから区分して認識すべきかという論点とのれんの償却を行うべきかという論点について、関連性が示されたか。
 - IASB による PiR のフィードバックにおいて、段階取得及び支配の喪失について、IFRS 第 3 号では公正価値測定を前提としていたが、公正価値測定を要求することについて、見解が示されたか。

これに対して事務局より、次のような回答がなされた。

- ASAF 会議の資料は、入手したフィードバックについてハイレベルの要約が記載されているだけで、無形資産の識別とのれんの償却との関係について特段の記載はなかった。なお、当委員会が関係者からのヒアリングを行った際には、無形資産の識別に関する要求事項について見直しを行うべきという見解が示されたほか、償却及び減損アプローチを再導入すべきという意見が多く聞かれた。
- ASAF 会議の資料において、公正価値測定の要求自体に懸念が示されたかまでは記載されていない。なお、段階取得及び支配の喪失に関しては、企業結合が行われた時点で損益を一括で認識する要求について、当委員会が実施したヒアリングにおいて見直しを行うべきとの見解が示された。

- ある委員より、段階取得に関して、利益操作の観点から事例分析や問題提起がなされた例がないかという質問がなされた。

これに対して事務局より、段階取得について利益操作を懸念する見解が示されたことは承知しているが、詳細な事例等は承知していない、という回答がなされた。

- ある委員より、英国財務報告評議会 (FRC) による無形固定資産に関する報告書についての意見交換に関して、「減耗する (wasting) 無形固定資産」と「企業内部で置き換わる (organically replaced) 無形固定資産」に区分した検討はされていないとされているが、過去に当委員会が実施した無形固定資産プロジェクトでの市場関係者へのアウトリーチにおいて、顧客リストやブランドといった「企業内部で置き換わる (organically replaced) 無形固定資産」はのれんと密接不可分のものであり、のれんから区別しても有用な情報を提供しないという見解が財務諸表作成者だけでなく利用者の中からも聞かれたので、このような見解が日本の市場関係者からもあることを伝えたらどうかという発言がなされた。

これに対して事務局より、ASAF 会議における発言案に反映したい、という回答がなされた。

(開示に関する取組み (開示の原則：基本財務諸表と注記の目的))

- ある委員より、第 5 項の図に関して、財務諸表の目的が最上位に位置づけられているが、本来は財務諸表の目的の上位に財務報告の目的が位置づけられ、そこから財務諸表の目的と財務諸表以外の財務報告の目的に分岐するのではないか、という質問がなされた。

これに対して事務局より、ご指摘のとおりと考えるが、IASB スタッフはプロジェクトの対象範囲を明示する意図でこの図を使用しており、そこまで厳密に分析してこの図を使用していないのではないか、という回答がなされた。

(負債・資本リサーチプロジェクト)

- ある委員より、次のような質問がなされた。
 - 会計基準レベルの検討は、概念フレームワークの内容を見てから考えるべきであるという発言案に賛同するが、第 13 項 (a) に記載の「概念フレームワークの見直し」が完了するまでに負債及び資本の区分について詳細な検討を求める声があること」の意味を教えて欲しい。

これに対して事務局より、次のような回答がなされた。

- 文章からは明確な真意を測りかねるが、基準レベルの問題が増え続けているため、概念フレームワークの問題よりも基準レベルの問題に対処すべことを意味しているのではないかと。
- 一般論としては、概念フレームワークと個々の基準レベルのプロジェクトを分けて進める必要性はなく、両者を同時に実施することにより相互により改善できる場合もあるが、負債と資本に関しては、概念フレームワークと基準の問題が直結してお

り、IFRS 解釈指針委員会での問題の多くは概念上の原則がないことが原因であることから、現在、概念フレームワークの議論を進めている中で、基準レベルの検討を重ねて行うことが全体の効率性に適うか疑問であると考えます。

- ある委員より、次のような質問がなされた。
 - ▶ 負債と資本の区分は金融機関の実務に大きな影響を及ぼす可能性があり、また、保険契約プロジェクトにも関係する論点があるため、関心の高い分野である。概念フレームワークプロジェクトと基準レベルの研究プロジェクトにかなり重複する領域があることは理解しており、基準レベルではなく概念フレームワークから着手すべきとの事務局案に概ね賛同しているが、もう少し事務局案を補足する論拠はないか。

これに対して事務局より、IFRS 解釈指針委員会の議論を見ても、同じような議論が繰り返さされている印象があり、過去の経緯から考えると、まず概念上の原則を確立することが先決ではないかと考える、という回答がなされた。

以 上